

安衛推協 39号
令和2年3月24日

地方公共団体の長 様
(安全衛生担当課扱)

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
理事長 瀧上 俊則
(公 印 省 略)

職場環境改善アドバイザー派遣事業について（ご案内）

平素より当協会に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、公務災害を未然に防止し、安全で快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理の専門家をアドバイザーとして派遣する標記事業を、平成8年度から実施しております。

本事業につきまして、令和2年度も下記のとおり実施いたしますので、ぜひともご活用くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 事業内容 労働安全衛生管理の専門家をアドバイザーとして派遣し、公務災害の防止及び安全で快適な職場づくりの観点から、改善すべき点や好事例について指摘や助言を行います。施設の状況や作業手順の他、安全衛生に関する法令の整備状況や、職場巡視の実施方法等についてもご相談いただけます。また、アドバイスを効果的に活かすための研修が実施可能なプランも用意しております。
2. 対 象 地方公共団体の事業場
(庁舎執務室、学校給食調理場、清掃事業所、保育所、病院、上下水道場、試験研究機関、福祉施設等)
3. 費 用 **無料** 派遣に係る費用（診断料や旅費等）は当協会が負担いたしますので、**地方公共団体の費用負担はございません。**
4. 募集期間 令和2年4月1日から令和3年1月15日（金）まで
(アドバイザーの派遣は令和3年2月下旬までを予定しております。)
5. 申込方法 事前にお電話にてお問い合わせいただいたうえで、実施希望日の1か月半前までに「派遣要請書」をご提出ください。実施日程を調整し、派遣の決定を行います。要請書は当協会ホームページ (<http://www.jalsha.or.jp/cyoken/adviser>) からダウンロードできます。
6. 留意事項
 - ・お申し込みは**1団体につき1プラン**（プランについては裏面参照）です。職員労働安全衛生担当課等でお取りまとめの上、お申込みください。
 - ・お申し込み多数の場合は利用実績が少ない団体を優先し、実施時期を調整させていただくことや、派遣をお断りすることがあります。
 - ・複数の事業場を診断するプランをご希望の場合は、事業場毎に「派遣要請書」を提出してください。

【問い合わせ先】 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課
〒102-0083 千代田区麹町三丁目2番地 垣見麹町ビル
電話：03-3230-2021 FAX：03-3230-2266

職場環境改善アドバイザー派遣事業プラン一覧

基本

Aプラン

比較的小規模な事業場（1カ所）向け

- ・半日（概ね3時間程度）で職場診断と講評を行います。【所要日数0.5日】
- ・【例】事業場の概要説明（30分程度）＋職場診断（120分程度）＋講評（30分程度）

Bプラン

比較的小規模な事業場（2カ所）向け

- ・1日（概ね6時間程度）で職場診断と講評を行います。（Aプラン×2回）【所要日数1日】
- ・【例】事業場の概要説明（30分程度）＋職場診断（120分程度）＋講評（30分程度）を2回

Cプラン

比較的小規模な事業場（4カ所）向け

- ・連続する2日間で職場診断と講評を行います。（Bプラン×2回）【所要日数2日】
- ・【例】事業場の概要説明（30分程度）＋職場診断（120分程度）＋講評（30分程度）を4回

Dプラン

比較的大規模な事業場（1カ所）向け

- ・1日（概ね6時間程度）で職場診断と講評を行います。【所要日数1日】
- ・【例】事業場の概要説明（30分程度）＋職場診断（300分程度）＋講評（30分程度）

Eプラン

比較的大規模な事業場（2カ所）向け

- ・連続する2日間で職場診断と講評を行います。（Dプラン×2回）【所要日数2日】
- ・【例】事業場の概要説明（30分程度）＋職場診断（300分程度）＋講評（30分程度）×2回

Fプラン

比較的小規模な事業場（2カ所）＋比較的大規模な1事業場

- ・連続する2日間で職場診断と講評を行います。（Bプラン＋Dプラン）【所要日数2日】
- ・【例】第1日目 事業場の概要説明（30分程度）＋職場診断（120分程度）＋講評（30分程度）を2回
- ・ 第2日目 事業場の概要説明（30分程度）＋職場診断（300分程度）＋講評（30分程度）を1回

Gプラン

職場診断（0.5日）と研修※

- ・半日（概ね3時間程度）で職場診断を行い、診断前後に研修（50名未満対象）を行います。【所要日数1日】
- ・【例】午前（午後）Aプラン＋午後（午前）講義（180分以内）

Hプラン

職場診断（1.5日）と研修※

- ・連続する2日間で職場診断と安全衛生に関する研修（50名未満対象）を行います。【所要日数2日】
- ・【例】第1日目 Bプラン又はDプラン
- ・ 第2日目 Gプラン

※Gプラン及びHプランをお申し込みの場合でも、研修が実施できない場合もあります。その場合には、他のプランへ振替させていただきます。

関係法令の改正に伴い、令和元年12月に『地方公共団体の安全衛生管理』及び『地方公共団体のための安全衛生推進者ハンドブック』を改訂いたしました。こちらもあわせてご活用ください。

ご注文は FAX (03-3230-2266) で一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 総務課図書係まで。詳しくはホームページ (<http://www.jalsha.or.jp/distribution>) をご覧ください。